地方厚生(支)局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき同条第1項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和2年3月31日とする措置を指定する件」について

「令和元年台風第 19 号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」(令和元年政令第 129 号)が、別添 1 のとおり、令和元年 10 月 18 日付けで公布され、同日から施行されたことにより、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」(平成 8 年法律第 85 号。以下「法」という。)の規定の一部が、令和元年台風第 19 号による災害に適用されることとなった。

具体的には、法第2条第1項の特定非常災害として令和元年台風第19号による災害が指定され、その被災者等について、行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長や、法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除等の措置が行われるものである。

これを受けて、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき同条第1項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和2年3月31日とする措置を指定する件」(令和元年厚生労働省告示第148号。以下「告示」という。)が別添2のとおり、令和元年年10月21日付けで告示された。

この告示は令和元年台風第 19 号に際し、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用された市町村の区域(以下「特定被災区域」という。)内において、健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号の規定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定等について、有効期間を延長し、その満了日を令和 2 年 3 月 31 日とするものである。

これらに伴う健康保険法に関する法令の運用における留意点等は下記のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう願いたい。

記

行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長について

- (1) 告示により有効期間等の満了日を延長した権利利益のうち、健康保険法(大正11年法律第70号)の規定に基づくものは、次のとおりである。
 - ・保険医療機関又は保険薬局の指定(特定被災区域内に在る保険医療機関又は保険薬 局に係るものに限る。)

- (2) 特定権利利益に係る満了日の延長措置は、法に基づく特別措置であり、当該特別措置によらずに、保険医療機関又は保険薬局の指定の更新を行うことができるものについては、告示による満了日の延長措置にかかわらず、関係法令に基づき指定の更新を行うこととするよう御配慮願いたい。
- (3) 告示により指定された措置のほか、法第3条第1項に規定する行政庁又は行政機関は、令和元年台風第19号による災害の被害者であって、理由を記した書面により同項各号に掲げる特定権利利益に係る満了日の延長の申出を行ったものについて、令和2年3月31日までの期日を指定してその満了日を延長することができるものであり、特定被災区域内に在る保険医療機関又は保険薬局以外の保険医療機関又は保険薬局に関しては、本規定に基づいた対応の必要性について御配慮願いたい(法第3条第3項)。

政令第百二十九号

令 和 元年台風第十九号による災害につい ての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措 置 の指定 に 関

する政令

内 閣は、 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第

八十五号) 第二条第一項及び第二項前段、 第三条第一項、 第四条第一項、 第五条第一項、 第六条並びに第七

条の規定に基づき、この政令を制定する。

(特定非常災害の指定)

第一 条 特定非常災害 の被害者 の権利利益 の保全等を図るための特別措置に関する法律 (以 下 法」 という

0 第二条第一 項の特定非常災害として令和元年台風第十九号による災害を指定し、 同年十月十日を同 項

の特定非常災害発生日として定める。

(特定非常災害に対し適用すべき措置の指定)

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、 法第三条から第七条までに規定する措置を指定

する。

(行政上の権利利益に係る満了日の延長期日)

第三条 第 条 \mathcal{O} 特 定 非 常災害 に つ 1 て \mathcal{O} 法 第三 一条第 項の政令で定める日 は、 令和二年三月三十 一日とす

る。

(特定義務の不履行についての免責に係る期限)

第四 条 第 条の 特定 非常災害に うい 7 の法第四 [条第 項の政令で定める特定義務の不履行についての 免責

に係る期限は、令和二年一月三十一日とする。

法 人 \mathcal{O} 破 産 手 続 開 始 \mathcal{O} 決定 \mathcal{O} 特 例 に 関 する措 置 に 係 る期 日

第 五. 条 第 一条の 特 定非常災害 に つ 1 7 \mathcal{O} 法 第 五条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 政令で定める 日 は、 令和三年十月九日とする。

相 続 \mathcal{O} 承 認又は放棄をすべ き期 間 \mathcal{O} 特 例 に . 関 する措置に係る地 区及び期 日

第六条 第 条の 特定非常災害 に つい て の法第六条 の政令で定め る地 区は、 令 和 元 年台風 第 + 九号に 際

害救 助法 昭昭 和二十二年法律第百十八号) が適用され た 同 1法第二条に規定する災害発生市 町村 \mathcal{O} 区 |域とす

る。

2 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、 令和二年五月二十九日とする。

調 停 の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日)

第七 之 第一 条の 特定非常災害に っい ての法第七条の 政令で定める地 区は、 令和 元年台風第十九号に際 し災

害救助法が 適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一 条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める日は、 令和四年九月三十日とする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省告示第百四十八号

十五号) 特 定 非 常 第三条第二 災 害 \mathcal{O} 被 項 害 \mathcal{O} 者 規 \mathcal{O} 定に 権 利 基 利 づ 益 き、 \mathcal{O} 保 全等 同 条 · を 図 第 項 るため \mathcal{O} 特 定 \mathcal{O} 権 特 別 利 措 利 益 置 12 に 関するは 係 る 期 間 法 \mathcal{O} 律 延 平 長 成 に 関 八 年 L 当該 法律 延長 第 八

令和元年十月二十一日

後

0

満了

日

を令

和二年三月三十一日とする措

置を

次

0)

ように

指

定す

る。

厚生労働大臣 加藤 勝信

に基づく有料の職業紹介事業の許可	業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十条第一項の規 特定	寮機関又は保険薬局に係るものに限る。)	た市町村の区域(以下「特定被災区域」という。)内に在る保険	号に際し、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用さ する	定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定(令和元年台風第十 療機	康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第三項第一号の 特定	対象となる特定権利利益
務所を有する者(令和	定被災区域内に主たる			る者	機関又は保険薬局を有	定被災区域内に保険医	対象者

特定被災区域内に事業所	児童福祉法第二十一条の五の三第一項の規定に基づく指定障害児通
を有する者	
特定被災区域内に居住地	児童福祉法第二十条第一項の規定に基づく療育の給付
を有する者	療費の支給認定
特定被災区域内に居住地	児童福祉法第十九条の三第三項の規定に基づく小児慢性特定疾病医
	録
を有する者	は第二号の規定に基づく養育里親名簿又は養子縁組里親名簿への登
特定被災区域内に居住地	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の四第一号又
る者を除く。)	
許可の有効期間が満了す	
二年一月十日までに当該	
事務所を有する者(令和	許可
特定被災区域内に主たる	職業安定法第三十三条第一項の規定に基づく無料の職業紹介事業の
る者を除く。)	
許可の有効期間が満了す	
二年一月十日までに当該	

将定被災区域内に営業所	食品衛生法第五十二条第一項の規定に基づく営業の許可(特定被災
	製造所又は加工所に係るものに限る。)
又は加工所を有する者	規定に基づく総合衛生管理製造過程の承認(特定被災区域内に在る
特定被災区域内に製造所	食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十三条第一項の
	のに限る。)
を有する者	害児相談支援事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るも
特定被災区域内に事業所	児童福祉法第二十四条の二十六第一項第一号の規定に基づく指定障
を有する者	の給付決定
特定被災区域内に居住地	児童福祉法第二十四条の三第四項の規定に基づく障害児入所給付費
有する者	設の指定(特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。)
特定被災区域内に施設を	児童福祉法第二十四条の二第一項の規定に基づく指定障害児入所施
を有する者	付費等の給付決定
特定被災区域内に居住地	児童福祉法第二十一条の五の五第一項の規定に基づく障害児通所給
	る。)
を有する者	所支援事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限

予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十五条第一項の規定	特定被災区域内に居住地
に基づく同法第十六条第二項第一号の医療費及び医療手当、同項第	を有する者
四号の遺族年金若しくは遺族一時金又は同項第五号の葬祭料の給付	
の請求	
旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第三条の三第一項の規	特定被災区域内において
定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の申請(特定被災区域	経営される旅館業を承継
内において経営される旅館業に係るものに限る。)	する者
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百	特定被災区域内に居住地
二十三号)第四十五条第二項の規定に基づく精神障害者保健福祉手	を有する者
帳の交付	
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に	特定被災区域内に指定医
基づく指定医療機関の指定(特定被災区域内に在る指定医療機関に	療機関を有する者
係るものに限る。)	
毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第四条第一項	特定被災区域内に製造所
の規定に基づく毒物又は劇物の製造業若しくは輸入業又は販売業の	若しくは営業所又は店舗
登録(特定被災区域内に在る製造所若しくは営業所又は店舗に係る	を有する者

京学院等者华侈幸岁会	正艺尤长章手手引服廷仓	障害者の雇用の促進等に関する	く報奨金の支給	障害者の雇用の促進等に関する	基づく在宅就業障害者特例調整	障害者の雇用の促進等に関する	号)第五十条第一項の規定に共	障害者の雇用の促進等に関する	業所に係るものに限る。)	しくは向精神薬小売業者の免許	薬製造製剤業者若しくは向精力	一項の規定に基づく向精神薬な	麻薬及び向精神薬取締法(昭和	ものに限る。)
有効性及び安全性の確保等に関する法	の支給	る法律附則第四条第四項の規定に基づ		る法律附則第四条第三項の規定に基づ	整金の支給	る法律第七十四条の二第二項の規定に	基づく障害者雇用調整金の支給	る法律(昭和三十五年法律第百二十三		許(特定被災区域内に在る向精神薬営	神薬使用業者又は向精神薬卸売業者若	輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神	和二十八年法律第十四号)第五十条第	
特定被災区域内に薬局を	事務所を有する者	特定被災区域内に主たる	事務所を有する者	特定被災区域内に主たる	事務所を有する者	特定被災区域内に主たる	事務所を有する者	特定被災区域内に主たる				薬営業所を有する者	特定被災区域内に向精神	

六頁	
特定被災区域内に製造所	医薬品医療機器等法第二十三条の二の三第一項の規定に基づく医療
	事務所に係るものに限る。)
を有する者	又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可(特定被災区域内に在る
特定被災区域内に事務所	医薬品医療機器等法第二十三条の二第一項の規定に基づく医療機器
在る者	
売業者の主たる事務所が	
造する医薬品等の製造販	国製造業者の認定
特定被災区域内にその製	医薬品医療機器等法第十三条の三第一項の規定に基づく医薬品等外
	定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。)
を有する者	断用医薬品を除く。)、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可(特
特定被災区域内に製造所	医薬品医療機器等法第十三条第一項の規定に基づく医薬品(体外診
	(特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。)
を有する者	断用医薬品を除く。)、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可
特定被災区域内に事務所	医薬品医療機器等法第十二条第一項の規定に基づく医薬品(体外診
	災区域内に在る薬局に係るものに限る。)
	という。)第四条第一項の規定に基づく薬局の開設の許可(特定被

特定被災区域内にその製	医薬品医療機器等法第二十三条の二十四第一項の規定に基づく再生
	のに限る。)
を有する者	医療等製品の製造業の許可(特定被災区域内に在る製造所に係るも
特定被災区域内に製造所	医薬品医療機器等法第二十三条の二十二第一項の規定に基づく再生
	ものに限る。)
を有する者	療等製品の製造販売業の許可(特定被災区域内に在る事務所に係る
特定被災区域内に事務所	医薬品医療機器等法第二十三条の二十第一項の規定に基づく再生医
請をする者	事業所に係るものに限る。)
登録認証機関の登録の申	管理医療機器等に係る登録認証機関の登録(特定被災区域内に在る
特定被災区域内において	医薬品医療機器等法第二十三条の六第一項の規定に基づく指定高度
が在る者	
販売業者の主たる事務所	
造する医療機器等の製造	機器等外国製造業者の登録
特定被災区域内にその製	医薬品医療機器等法第二十三条の二の四第一項の規定に基づく医療
	製造所に係るものに限る。)
を有する者	機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録(特定被災区域内に在る

医療等製品外国製造業者の認定	造する再生医療等製品の
	製造販売業者の主たる事
	務所が在る者
医薬品医療機器等法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売	特定被災区域内に店舗を
業(配置販売業を除く。)の許可(特定被災区域内に在る店舗に係	有する者
るものに限る。)	
医薬品医療機器等法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売	特定被災区域内において
業(配置販売業に限る。)の許可(特定被災区域内において行われ	業務を行う者
る業務に係るものに限る。)	
医薬品医療機器等法第三十九条第一項の規定に基づく高度管理医療	特定被災区域内に営業所
機器等の販売業又は貸与業の許可(特定被災区域内に在る営業所に	を有する者
係るものに限る。)	
医薬品医療機器等法第四十条の二第一項の規定に基づく医療機器の	特定被災区域内に事業所
修理業の許可(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	を有する者
医薬品医療機器等法第四十条の五第一項の規定に基づく再生医療等	特定被災区域内に営業所
製品の販売業の許可(特定被災区域内に在る営業所に係るものに限	を有する者

る。)	
母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十条第一項の規定	特定被災区域内に居住地
に基づく養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給	を有する者
建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律	特定被災区域内に営業所
第二十号)第十二条の二第一項の規定に基づく建築物における衛生	を有する者
的環境の確保に関する事業の登録(特定被災区域内に在る営業所に	
係るものに限る。)	
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関す	労働者派遣法第五条第一
る法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という	項の許可を受けた者又は
。)第五条第一項の規定に基づく労働者派遣事業の許可	労働者派遣事業の適正な
	運営の確保及び派遣労働
	者の保護等に関する法律
	等の一部を改正する法律
	(平成二十七年法律第七
	十三号) 附則第三条第一
	項の規定により労働者派

を有する者	者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)
特定被災区域内に事業所	介護保険法第四十六条第一項の規定に基づく指定居宅介護支援事業
	に限る。)
を有する者	型サービス事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るもの
特定被災区域内に事業所	介護保険法第四十二条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着
	る事業所に係るものに限る。)
を有する者	規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定(特定被災区域内に在
特定被災区域内に事業所	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の
者を除く。)	
可の有効期間が満了する	
年一月十日までに当該許	
所を有するもの(令和二	
被災区域内に主たる事務	
ている者であって、特定	
を受けたものとみなされ	
遣法第五条第一項の許可	

特定被災区域内に施設を	介護保険法第九十四条第一項の規定に基づく介護老人保健施設の開
員の登録を受けている者	
の知事から介護支援専門	
区域を包括する都道府県	
を有する者又は特定被災	の交付
特定被災区域内に居住地	介護保険法第六十九条の七第一項の規定に基づく介護支援専門員証
を有する者	者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)
特定被災区域内に事業所	介護保険法第五十八条第一項の規定に基づく指定介護予防支援事業
	係るものに限る。)
を有する者	型介護予防サービス事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に
特定被災区域内に事業所	介護保険法第五十四条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着
	o)
を有する者	ビス事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る
特定被災区域内に事業所	介護保険法第五十三条第一項本文の規定に基づく指定介護予防サー
有する者	祉施設の指定(特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。)
特定被災区域内に施設を	介護保険法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定介護老人福

平も事可も事有有を特有定す被る
有 定 有 定 す 定 ¬ す 被 す 被 る 被 そ
災 る 災 者 災 者 区 者 区 区

肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法	特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第N因子製剤によるC型	定被災区域内に在る施設に係るものに限る。)	条第一項第三号の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定(特	とされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八	附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するもの	健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)	ものに限る。)	療機関の指定(特定被災区域内に在る指定自立支援医療機関に係る	障害者総合支援法第五十四条第二項の規定に基づく指定自立支援医	の支給認定	障害者総合支援法第五十二条第一項の規定に基づく自立支援医療費	ものに限る。)	定特定相談支援事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係る	障害者総合支援法第五十一条の十七第一項第一号の規定に基づく指	限る。)
を有する者	特定被災区域内に居住地				有する者	特定被災区域内に施設を	者	立支援医療機関を有する	特定被災区域内に指定自	を有する者	特定被災区域内に居住地		を有する者	特定被災区域内に事業所	

	づく養子縁組あっせん事業の許可
を有する者	関する法律(平成二十八年法律第百十号)第六条第一項の規定に基
特定被災区域内に事業所	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に
を有する者	号)第七条第一項の規定に基づく特定医療費の支給認定
特定被災区域内に居住地	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十
	医療費又は定期検査手当の支給の請求
	く追加給付金、定期検査費、母子感染防止医療費、世帯内感染防止
	第十三条第一項、第十四条第一項又は第十五条第一項の規定に基づ
を有する者	平成二十三年法律第百二十六号)第八条第一項、第十二条第一項、
特定被災区域内に居住地	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(
	しくは遺族一時金又は同条第五号の葬祭料の給付の請求
	同法第四条第一号の医療費及び医療手当、同条第四号の遺族年金若
を有する者	置法(平成二十一年法律第九十八号)第三条第一項の規定に基づく
特定被災区域内に居住地	新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措
	の支給の請求
	(平成二十年法律第二号)第七条第一項の規定に基づく追加給付金

	支給の申請
	厚生省令第六十三号)第十三条第一項の規定に基づく自立支度金の
を有する者	人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則(平成六年
特定被災区域内に居住地	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦